

病児保育利用者の皆様へ

**無償化に該当する方は  
施設等利用給付認定申請を行ってください。**

(令和元年度制度開始時版)

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されます。病児保育の利用についても、一定の要件を満たす方は無償化の対象となることとなりました。

10月以降に病児保育を利用する予定がある方で無償化の該当となる場合は、あらかじめ手続きを行うことで病児保育の利用について無償とすることができます。4ページ目の「施設等利用給付認定の手続き」に従って9月10日(火)までに申請を行ってください。

無償化対象となるかどうかについては、次ページのフローで確認してください。

## ●無償化となる利用料の概要

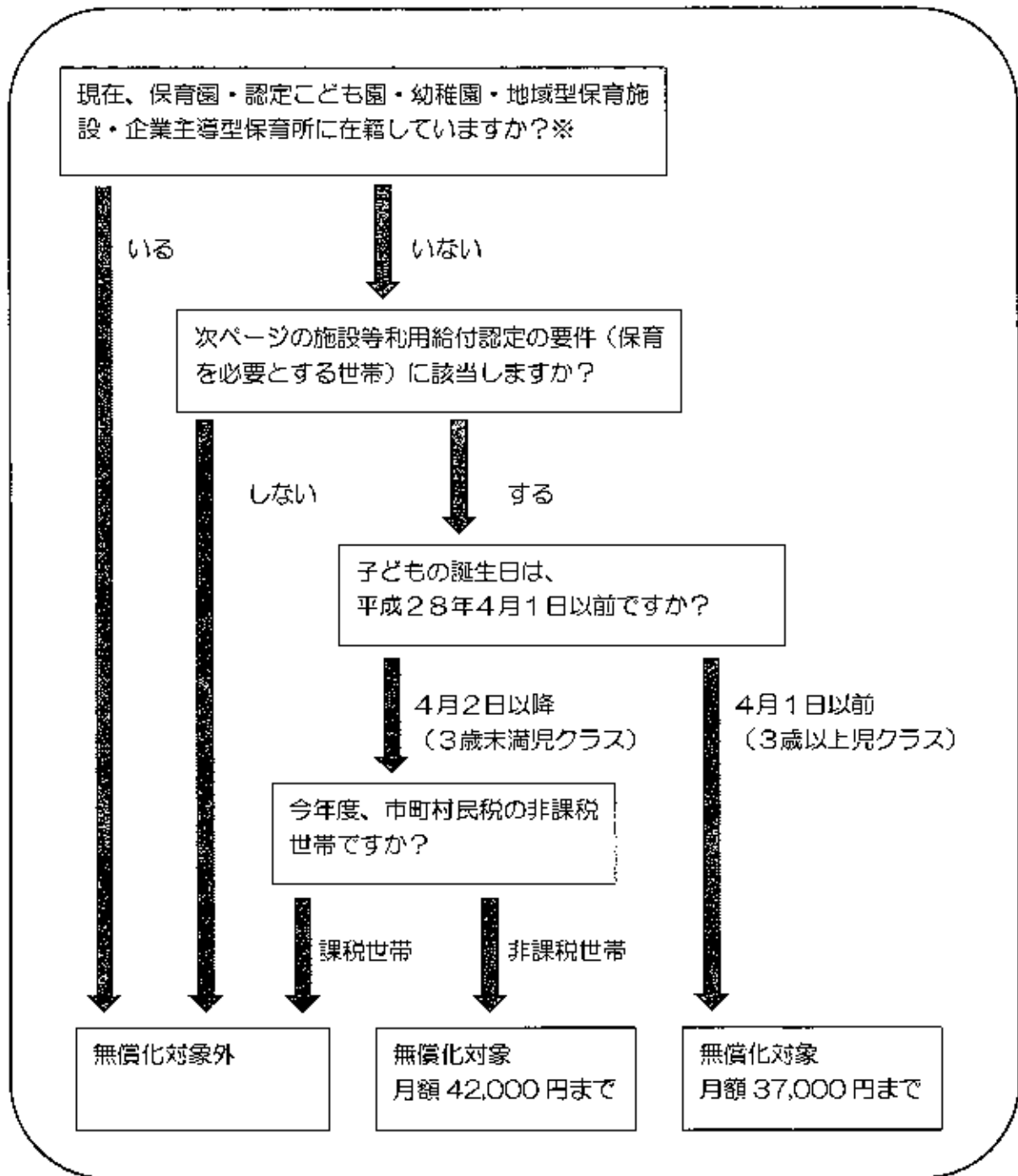
施設等利用給付認定を受けた場合、昼食・おやつなどの食料費や日用品などを除く預かり保育の利用料が無償となります。

また、無償化は月額37,000円(平成28年4月2日以降生まれの子どもは42,000円)が上限となり、これを超えて利用した場合は、超過分は保護者負担となります。

また、この上限額は、登録している病児保育のみの利用料ではなく、他の無償化対象事業(一時預かり・認可外保育施設・ファミリーサポート)を利用した場合は、利用した全ての事業所の利用料を合算しての上限額となります。

施設等利用給付認定を受けて10月以降に病児保育を利用する場合は、まず利用料を全額施設に支払いの上、3か月に1回市に給付請求を行うことにより、支払った額のうち無償化分が市から給付されます。

## 無償化対象判定フロー



※預かり保育の時間を合わせて、1日8時間未満または年間200日未満しか開園していない幼稚園・認定こども園に在籍する場合は、他の要件を満たせば、預かり保育の無償限度額残額分に限り、無償化の対象となります。

(ただし、対象となる幼稚園・認定こども園は、土日にも夏休み・冬休みにも全く預かり保育を行っていないなど、限られた園となります。)

## ●施設等利用給付認定の要件

病児保育の無償化を受けるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、認定を受ける要件として、保護者のいずれもが下記の「保育の必要性」のいずれかに該当する必要があります。

(この要件は、保育所等に入園申し込みをする際の保育認定の要件と全く同様です)

	保育の必要性	認定の期間	添付書類
①	月に64時間以上の就労	在職している期間	雇用証明書 自営業申立書
②	妊娠・出産	出産予定日の8週前の月の初日から 出産日の8週後の月の末日まで (8週後が月末日の場合は翌月末日)	母子手帳の写し (表紙と分娩予定日の記載があるページ)
③	疾病・障がい	療養に要する期間	診断書 障害者手帳などの写し
④	同居又は長期間入院等をしている親族の介護・看護	介護・看護に要する期間	対象者の診断書・介護保険被保険者証の写しなど
⑤	震災、風水害、火災等の生活復旧	復旧に要する期間	罹災証明書
⑥	求職活動(起業の準備を含む)	認定日の90日後の月の末日まで	求職活動状況調査票
⑦	保護者の通学(就労を前提とした職業訓練校・各種学校への通学)	卒業予定日の月の末日まで	在学証明書・時間割表
⑧	児童虐待やDVの恐れがある場合	必要事由がある期間	
⑨	育児休業 (休業前から預かり保育を利用している場合の継続利用に限る。)	育児休業終了日の月の末日まで	雇用証明書
⑩	その他市長が必要と認める場合。		

※平成28年4月2日以降生まれの子どもで、平成31年1月1日時点の住所が江別市以外であった方は、非課税世帯であることを確認するため、居住市町村が発行した令和元年度市町村民税の非課税証明書が必要です。

※入所の際に、雇用証明書を既に提出しており、内容に変更がない場合は提出を省略できます。(ただし、月の就労時間などを確認できない場合は、市の様式での再提出をお願いすることがあります。)

※必要に応じて、上記以外の書類を求めることがあります。

## ●施設等利用給付認定の手続き

### ◆既に保育園等に入園申請を行い、保留通知をお持ちの方

市に入園申請を行っており、入園待ちとなり保留通知をお持ちの方は、保育の必要性について審査が完了しておりますので、改めて手続きを行う必要がありません。保留通知を事業所に提示してください。

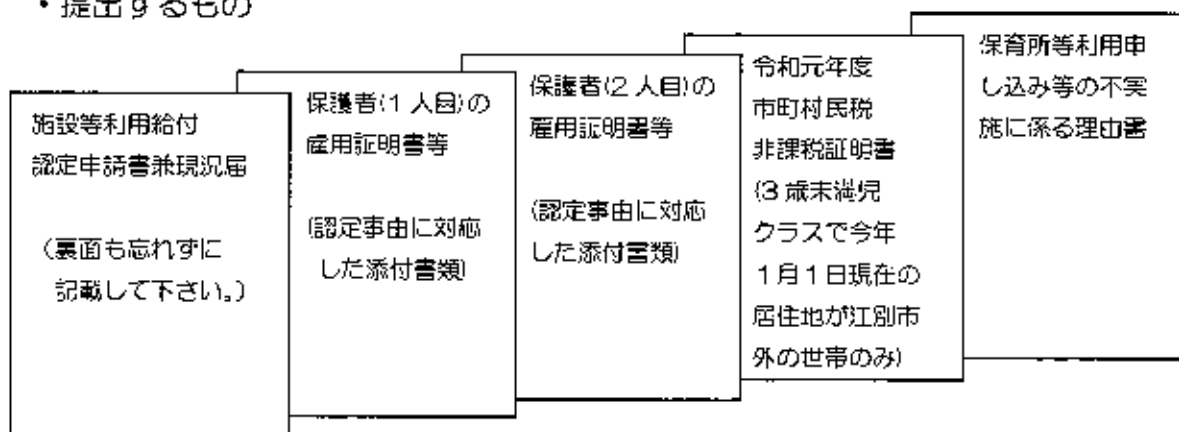
(ただし、平成28年4月2日以降生まれの子どもで、平成31年1月1日時点の住所が江別市外であった方は、市町村民税非課税世帯であることを確認する必要があります。非課税証明書の提出が必要です。)

また、入園申請時と事由が変わっている場合(特に求職活動や妊娠・出産など)で、現在も保育を必要とする場合は、事由の変更について「施設型給付・地域型保育給付費等支給認定変更申請書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

### ◆入園申請は行っていないが、保育を必要とする方

新たに施設等利用給付認定を受ける必要があるため、「施設等利用給付認定申請書兼現況届」を記入して、必要な添付書類を添えて、9月10日(火)までに市役所子ども育成課(16番窓口)か利用先の施設に提出してください。

#### ・提出するもの



※ 「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」は、保育を必要とする世帯の具体的状況を確認するために記入をお願いするものです。記載した理由あるいは入園申請を行わなかったことが施設等利用給付認定の審査に影響するものではありません。

市で審査の上要件に該当する場合は、10月から施設等利用給付認定を受けられる旨の通知を9月中に各申請者に発送するとともに、利用登録している事業所にも通知します。

申請書の記入にあたっては、添付の記載例も参考にして漏れのないよう記載をお願いします。

添付書類のうち

- ・雇用証明書（雇用主に記入してもらう書類です。）
- ・自営業申立書
- ・診断書
- ・求職活動状況調査票

は、江別市の所定の様式を使用してください。

（江別市ホームページの「令和元年度 保育所等入所申請用の様式ダウンロード」のページからも直接ダウンロードできます。）

### ◆認定後の変更手続き

施設等利用給付認定を受けた後に、子どもや保護者の住所・氏名など申請書に記載した事項に変更があった際は、「施設等利用給付認定変更申請（届出）書」を市か事業所に提出してください。

また、就労先を退職された場合など、無償化の要件を満たさなくなった場合は同様に「施設等利用給付認定事由消滅届兼利用終了届」を市か事業所に提出してください。

無償化についてのお問い合わせ先

〒067-8674

江別市高砂町6番地

江別市健康福祉部子育て支援室子ども育成課

TEL：011-381-1030